

付 録

- 工業統計調査規則
- 昭和26年12月28日 通商産業省令第81号
最終平成元年12月27日通商産業省令第104号
改正
- (省令の目的)
- 第1条 工業統計調査(指定統計第10号。以下「工業調査」という。)の施行は、この省令の定めるところによる。
- (調査の目的)
- 第2条 工業調査は、工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。
- (調査の期日)
- 第3条 工業調査は、毎年12月31日現在によって行う。
- (調査の範囲)
- 第4条 工業調査は、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令(昭和26年政令第127号)第2条の規定に基づく日本標準産業分類(昭和59年行政管理庁告示第2号。以下「日本標準産業分類」という。)に掲げる大分類F—製造業に属する事業所(国に属する事業所を除く。)又はこれを有する企業について行う。
- (調査の種類)
- 第5条 工業調査は、甲調査、乙調査及び丙調査とする。
- 2 甲調査は、前条に規定する事業所であって、従業者30人以上のもの(製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店であるものを除く。)について行う。
- 3 乙調査は、前条に規定する事業所であって、従業者29人以下のもの(製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店であるものを除く。)について行う。
- 4 丙調査は、前条に規定する企業であって、従業者50人以上で、資本金1千万円以上の合名会社、合資会社、株式会社及び有限会社であるものについて行う。
- (調査事項)
- 第6条 工業調査は、次に掲げる事項について行う。
- 1 事業所名及び所在地
 - 2 会社名
 - 3 本社又は本店名及び所在地
 - 4 他事業所の有無
 - 5 経営組織及び資本金額又は出資金額
 - 6 従業者数及びその内訳
 - 7 常用労働者毎月末現在数合計
 - 8 現金給与総額
 - 9 原材料、燃料及び電力使用額
 - 10 委託生産費
 - 11 有形固定資産の現在高、取得額、除却額、減価償却額及び建設仮勘定の増減
 - 12 製造品在庫額、半製品及び仕掛品額並びに原材料及び燃料在庫額
 - 13 製造品出荷額
 - 14 加工賃及び修理料収入額
 - 15 内国消費税額
 - 16 主要原材料名
 - 17 作業工程
 - 18 敷地面積及び建築面積
 - 19 工業用地の取得面積
 - 20 工業用水使用量及びその内訳
 - 21 親会社の状況
 - 22 子会社及び関連会社の状況
 - 23 売上高及びその内訳並びに営業外収益額
 - 24 営業費用及びその内訳並びに営業外費用
- (調査票の様式)
- 第7条 甲調査、乙調査及び丙調査は、それぞれ通商産業大臣が定める様式による工業調査票甲、乙及び丙(以下「調査票」と総称する。)によって行う。

- 2 通商産業大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。
- (申告義務)
- 第8条 第4条に規定する事業所の管理責任者又は同条に規定する企業を代表する者(以下「申告義務者」という。)は、第5条の区分に従い、前条の調査票に掲げる事項について申告しなければならない。
- (準備調査)
- 第9条 市町村長(東京都内の区のある地域では区長。以下同じ。)は、調査を受ける事業所を確定するため、工業調査の実施に先立って第17条第1項に規定する工業統計調査員に準備調査を行わせ、通商産業大臣が定める様式により、工業調査準備調査名簿(以下「準備調査名簿」という。)1部を市町村長の定める日までに作成させなければならない。
- 2 通商産業大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。
- (調査の方法)
- 第10条 工業調査は、第17条第1項に規定する工業統計調査員が申告義務者に配布する調査票によって行う。
- 2 申告義務者が調査票の配布を受けなかったときは、調査票提出先にその旨を申し出て配布を受けなければならない。
- 第11条 削除
(調査票等の提出)
- 第12条 申告義務者は、調査票1部に所定の事項を記入し、記名押印して、これを市町村長の定める日までにその事業所又は企業の本社若しくは本店の所在地の市町村長に提出しなければならない。
- 第13条 市町村長は、市町村(東京都内の区のある地域では区。以下同じ。)内の準備調査名簿及び調査票を整理した上、審査し、準備調査名簿については、その写し1部を作成して保存し、準備調査名簿1部及び調査票1部を都道府県知事の定める日までに都道府県知事に提出しなければならない。
- 第14条 都道府県知事は、受理した準備調査名簿及び調査票を整理した上、審査し、準備調査名簿の写し1部及び調査票の写し1部を作成して保存し、準備調査名簿1部及び調査票1部を翌年4月30日までに通商産業大臣に提出しなければならない。
- (調査の指揮監督)
- 第15条 都道府県知事は、通商産業大臣の指揮監督を受けて、調査の執行をつかさどる。
- 2 市町村長は、通商産業大臣及び都道府県知事の指揮監督を受けて調査の執行をつかさどる。
- 第16条 削除
(工業統計調査指導員及び工業統計調査員)
- 第17条 工業調査の事務に従事させるため、統計法第12条第1項の規定に基づき、統計調査員である工業統計調査指導員(以下「工業調査指導員」という。)及び工業統計調査員(以下「工業調査員」という。)を置く。
- 2 工業調査指導員及び工業調査員は、都道府県知事が任命する。
- 3 工業調査指導員は、市町村長の指揮監督を受けて、工業調査員を指導する。
- 4 工業調査員は、市町村長の指揮監督を受けて、工業調査に関する事務に従事する。
- 第18条 都道府県知事は、工業調査指導員又は工業調査員が統計法に違反し、任務を怠り、その他不都合の行為があったときは、解任することができる。
- (実地調査)
- 第19条 統計官、統計主事その他工業統計調査に関する事務に従事する者、工業調査指導員及び工業調査員は、統計法第13条の規定により、必要な場所に立ち入り、第6条第6号から第24号までに掲げる調査事項について検査し、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問することができる。この場合には、職務を示す証票を示さなければならない。
- 1 現金給与総額

- 2 原材料及び燃料使用額
- 3 原材料及び燃料在庫額並びに半製品及び仕掛品額
- 4 電力使用額
- 5 委託生産費
- 6 製造品並びにくず及び廃物出荷額
- 7 製造品在庫額
- 8 加工賃及び修理料収入額
- 9 有形固定資産の現在高、取得額、除却額、減価償却額及び建設仮勘定の増減
- 10 敷地面積及び建築面積
- 11 工業用水使用量
- (集計及び公表)
- 第20条 通商産業大臣は、調査票を審査した上、集計し、その結果を速やかに公表するものとする。
- (調査票の使用)
- 第21条 通商産業大臣、都道府県知事又は市町村長は、統計法第15条第2項の規定により、調査票を次に掲げる調査事項に限って、事業所名簿作成の資料として使用することができる。
- 1 事業所名
 - 2 事業所所在地
 - 3 本社又は本店名及びそれが会社の場合にはその資本金額又は出資金額
 - 4 本社又は本店所在地
 - 5 経営組織
 - 6 従業者数
 - 7 主要製品名
- 2 通商産業大臣は、統計法第15条第2項の規定により、調査票を工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とした集計及び公表のため使用することができる。
- 3 都道府県知事又は市町村長は、統計法第15条第2項の規定により、調査票をその管轄する区域における工業の実態を明らかにすることを目的とした集計及び公表のため使用することができる。
- (調査票等の保存期間)
- 第22条 市町村長の保存する準備調査名簿の写し並びに都道府県知事の保存する準備調査名簿の写し及び調査票の写しの保存期間は、2年とし、通商産業大臣の保存する準備調査名簿、調査票及び集計表の保存期間は、3年とする。
- 2 調査票及び集計表を収録した磁気テープの保存期間は、5年とする。

附 則 (抄)

- 2 昭和25年工業センサス規則(昭和25年通商産業省令第99号。以下「旧規則」という)は、廃止する。
- 3 旧規則の規定による準備調査名簿および調査票は、それぞれこの省令の規定による準備調査名簿および調査票とみなす。ただし、その保存については、なお従前の例による。
- 4 この省令施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 5 従業者3人以下の事業所について行う平成元年の乙調査は、第4条及び第5条第3項の規定にかかわらず、附則別表に掲げる業種について行う。
- 6 昭和63年の工業調査については、第5条第1項の規定にかかわらず、丙調査は行わない。
- 7 昭和63年の工業調査については、第6条第21号から第24号までに掲げる事項については調査しない。

附則別表

業 種	業 種 の 範 囲
ねん糸製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類143—ねん糸製造業
織物業	日本標準産業分類に掲げる小分類144—織物業
ニット製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類145—ニット製造業
家具製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類171—家具製造業
建具製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類173—建具製造業
ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類232—ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業
なめし革・同製品・毛皮製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類241—なめし革製造業、小分類242—工業用革製品製造業(手袋を除く)、小分類243—革製履物用材料・同附属品製造業、小分類244—革製履物製造業、小分類245—革製手袋製造業、小分類246—かばん製造業、小分類247—袋物製造業、小分類248—毛皮製造業、小分類249—その他のなめし革製品製造業
陶磁器・同関連製品製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類254—陶磁器・同関連製品製造業
洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類282—洋食器・刃物・手道具・金物類製造業

(本規則は、平成元年工業統計調査に適用されたものであり、現行の規則とは異なる。)

★この調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。
 ★この調査票は、調査員の一部提出してください。調査票は通商産業省に送付され、厳重に管理されます。

平成元年工業統計調査 工業調査票乙 (従業者29人以下の事業所用)

指定統計第10号 (秘)

市区町村番号 基本調査区番号 工業調査事業所番号

事業所の名称及び所在地 () 局

〒 () 市 () 区 () 町 () 丁目 () 番地 () 号

1 事業所の有無 () あり () ない

2 本社又は本店の名称及び所在地 () 局

3 工場が二つ以上ある。(上記1, 2以外)

4 経営組織 () 個人 () 会社 () 組合 () その他 ()

5 資本金額又は出資金額 () 万円

6 従業員数 () 人

7 現金給与総額 () 万円

8 原材料、燃料、電力の使用額及び委託生産費(外注加工費)の合計金額 () 万円

9 製造品出荷額等 () 万円

10 内国消費税額 () 万円

11 有形固定資産 () 万円

12 前年現在高 () 万円

13 有形固定資産 () 万円

14 減価償却額 () 万円

15 土地 () 万円

16 建物 () 万円

17 機械器具 () 万円

18 運搬工具 () 万円

19 船舶 () 万円

20 航空機 () 万円

21 自動車 () 万円

22 トラクタ () 万円

23 建設機械 () 万円

24 農用機械 () 万円

25 船舶 () 万円

26 航空機 () 万円

27 自動車 () 万円

28 トラクタ () 万円

29 建設機械 () 万円

30 農用機械 () 万円

31 船舶 () 万円

32 航空機 () 万円

33 自動車 () 万円

34 トラクタ () 万円

35 建設機械 () 万円

36 農用機械 () 万円

37 船舶 () 万円

38 航空機 () 万円

39 自動車 () 万円

40 トラクタ () 万円

41 建設機械 () 万円

42 農用機械 () 万円

43 船舶 () 万円

44 航空機 () 万円

45 自動車 () 万円

46 トラクタ () 万円

47 建設機械 () 万円

48 農用機械 () 万円

49 船舶 () 万円

50 航空機 () 万円

51 自動車 () 万円

52 トラクタ () 万円

53 建設機械 () 万円

54 農用機械 () 万円

55 船舶 () 万円

56 航空機 () 万円

57 自動車 () 万円

58 トラクタ () 万円

59 建設機械 () 万円

60 農用機械 () 万円

61 船舶 () 万円

62 航空機 () 万円

63 自動車 () 万円

64 トラクタ () 万円

65 建設機械 () 万円

66 農用機械 () 万円

67 船舶 () 万円

68 航空機 () 万円

69 自動車 () 万円

70 トラクタ () 万円

71 建設機械 () 万円

72 農用機械 () 万円

73 船舶 () 万円

74 航空機 () 万円

75 自動車 () 万円

76 トラクタ () 万円

77 建設機械 () 万円

78 農用機械 () 万円

79 船舶 () 万円

80 航空機 () 万円

81 自動車 () 万円

82 トラクタ () 万円

83 建設機械 () 万円

84 農用機械 () 万円

85 船舶 () 万円

86 航空機 () 万円

87 自動車 () 万円

88 トラクタ () 万円

89 建設機械 () 万円

90 農用機械 () 万円

91 船舶 () 万円

92 航空機 () 万円

93 自動車 () 万円

94 トラクタ () 万円

95 建設機械 () 万円

96 農用機械 () 万円

97 船舶 () 万円

98 航空機 () 万円

99 自動車 () 万円

100 トラクタ () 万円

101 建設機械 () 万円

102 農用機械 () 万円

103 船舶 () 万円

104 航空機 () 万円

105 自動車 () 万円

106 トラクタ () 万円

107 建設機械 () 万円

108 農用機械 () 万円

109 船舶 () 万円

110 航空機 () 万円

111 自動車 () 万円

112 トラクタ () 万円

113 建設機械 () 万円

114 農用機械 () 万円

115 船舶 () 万円

116 航空機 () 万円

117 自動車 () 万円

118 トラクタ () 万円

119 建設機械 () 万円

120 農用機械 () 万円

121 船舶 () 万円

122 航空機 () 万円

123 自動車 () 万円

124 トラクタ () 万円

125 建設機械 () 万円

126 農用機械 () 万円

127 船舶 () 万円

128 航空機 () 万円

129 自動車 () 万円

130 トラクタ () 万円

131 建設機械 () 万円

132 農用機械 () 万円

133 船舶 () 万円

134 航空機 () 万円

135 自動車 () 万円

136 トラクタ () 万円

137 建設機械 () 万円

138 農用機械 () 万円

139 船舶 () 万円

140 航空機 () 万円

141 自動車 () 万円

142 トラクタ () 万円

143 建設機械 () 万円

144 農用機械 () 万円

145 船舶 () 万円

146 航空機 () 万円

147 自動車 () 万円

148 トラクタ () 万円

149 建設機械 () 万円

150 農用機械 () 万円

151 船舶 () 万円

152 航空機 () 万円

153 自動車 () 万円

154 トラクタ () 万円

155 建設機械 () 万円

156 農用機械 () 万円

157 船舶 () 万円

158 航空機 () 万円

159 自動車 () 万円

160 トラクタ () 万円

161 建設機械 () 万円

162 農用機械 () 万円

163 船舶 () 万円

164 航空機 () 万円

165 自動車 () 万円

166 トラクタ () 万円

167 建設機械 () 万円

168 農用機械 () 万円

169 船舶 () 万円

170 航空機 () 万円

171 自動車 () 万円

172 トラクタ () 万円

173 建設機械 () 万円

174 農用機械 () 万円

175 船舶 () 万円

176 航空機 () 万円

177 自動車 () 万円

178 トラクタ () 万円

179 建設機械 () 万円

180 農用機械 () 万円

181 船舶 () 万円

182 航空機 () 万円

183 自動車 () 万円

184 トラクタ () 万円

185 建設機械 () 万円

186 農用機械 () 万円

187 船舶 () 万円

188 航空機 () 万円

189 自動車 () 万円

190 トラクタ () 万円

191 建設機械 () 万円

192 農用機械 () 万円

193 船舶 () 万円

194 航空機 () 万円

195 自動車 () 万円

196 トラクタ () 万円

197 建設機械 () 万円

198 農用機械 () 万円

199 船舶 () 万円

200 航空機 () 万円

201 自動車 () 万円

202 トラクタ () 万円

203 建設機械 () 万円

204 農用機械 () 万円

205 船舶 () 万円

206 航空機 () 万円

207 自動車 () 万円

208 トラクタ () 万円

209 建設機械 () 万円

210 農用機械 () 万円

211 船舶 () 万円

212 航空機 () 万円

213 自動車 () 万円

214 トラクタ () 万円

215 建設機械 () 万円

216 農用機械 () 万円

217 船舶 () 万円

218 航空機 () 万円

219 自動車 () 万円

220 トラクタ () 万円

221 建設機械 () 万円

222 農用機械 () 万円

223 船舶 () 万円

224 航空機 () 万円

225 自動車 () 万円

226 トラクタ () 万円

227 建設機械 () 万円

228 農用機械 () 万円

229 船舶 () 万円

230 航空機 () 万円

231 自動車 () 万円

232 トラクタ () 万円

233 建設機械 () 万円

234 農用機械 () 万円

235 船舶 () 万円

236 航空機 () 万円

237 自動車 () 万円

238 トラクタ () 万円

239 建設機械 () 万円

240 農用機械 () 万円

241 船舶 () 万円

242 航空機 () 万円

243 自動車 () 万円

244 トラクタ () 万円

245 建設機械 () 万円

246 農用機械 () 万円

247 船舶 () 万円

248 航空機 () 万円

249 自動車 () 万円

250 トラクタ () 万円

251 建設機械 () 万円

252 農用機械 () 万円

253 船舶 () 万円

254 航空機 () 万円

255 自動車 () 万円

256 トラクタ () 万円

257 建設機械 () 万円

258 農用機械 () 万円

259 船舶 () 万円

260 航空機 () 万円

261 自動車 () 万円

262 トラクタ () 万円

263 建設機械 () 万円

264 農用機械 () 万円

265 船舶 () 万円

266 航空機 () 万円

267 自動車 () 万円

268 トラクタ () 万円

269 建設機械 () 万円

270 農用機械 () 万円

271 船舶 () 万円

272 航空機 () 万円

273 自動車 () 万円

274 トラクタ () 万円

275 建設機械 () 万円

276 農用機械 () 万円

277 船舶 () 万円

278 航空機 () 万円

279 自動車 () 万円

280 トラクタ () 万円

281 建設機械 () 万円

282 農用機械 () 万円

283 船舶 () 万円

284 航空機 () 万円

285 自動車 () 万円

286 トラクタ () 万円

287 建設機械 () 万円

288 農用機械 () 万円

289 船舶 () 万円

290 航空機 () 万円

291 自動車 () 万円

292 トラクタ () 万円

293 建設機械 () 万円

294 農用機械 () 万円

295 船舶 () 万円

296 航空機 () 万円

297 自動車 () 万円

298 トラクタ () 万円

299 建設機械 () 万円

300 農用機械 () 万円

301 船舶 () 万円

302 航空機 () 万円

303 自動車 () 万円

304 トラクタ () 万円

305 建設機械 () 万円

306 農用機械 () 万円

307 船舶 () 万円

308 航空機 () 万円

309 自動車 () 万円

310 トラクタ () 万円

311 建設機械 () 万円

312 農用機械 () 万円

313 船舶 () 万円

314 航空機 () 万円

315 自動車 () 万円

316 トラクタ () 万円

317 建設機械 () 万円

318 農用機械 () 万円

319 船舶 () 万円

320 航空機 () 万円

321 自動車 () 万円

322 トラクタ () 万円

323 建設機械 () 万円

324 農用機械 () 万円

325 船舶 () 万円

326 航空機 () 万円

327 自動車 () 万円

328 トラクタ () 万円

329 建設機械 () 万円

330 農用機械 () 万円

331 船舶 () 万円

332 航空機 () 万円

333 自動車 () 万円

334 トラクタ () 万円

335 建設機械 () 万円

336 農用機械 () 万円

337 船舶 () 万円

338 航空機 () 万円

339 自動車 () 万円

340 トラクタ () 万円

341 建設機械 () 万円

342 農用機械 () 万円

343 船舶 () 万円

344 航空機 () 万円

345 自動車 () 万円

346 トラクタ () 万円

347 建設機械 () 万円

348 農用機械 () 万円

349 船舶 () 万円

350 航空機 () 万円

351 自動車 () 万円

352 トラクタ () 万円

353 建設機械 () 万円

354 農用機械 () 万円

355 船舶 () 万円

356 航空機 () 万円

357 自動車 () 万円

358 トラクタ () 万円

359 建設機械 () 万円

360 農用機械 () 万円

361 船舶 () 万円

362 航空機 () 万円

363 自動車 () 万円

364 トラクタ () 万円

365 建設機械 () 万円

366 農用機械 () 万円

367 船舶 () 万円

368 航空機 () 万円

369 自動車 () 万円

370 トラクタ () 万円

371 建設機械 () 万円

372 農用機械 () 万円

373 船舶 () 万円

374 航空機 () 万円

375 自動車 () 万円

376 トラクタ () 万円

377 建設機械 () 万円

378 農用機械 () 万円

379 船舶 () 万円

380 航空機 () 万円

381 自動車 () 万円

382 トラクタ () 万円

383 建設機械 () 万円

384 農用機械 () 万円

385 船舶 () 万円

386 航空機 () 万円

387 自動車 () 万円

388 トラクタ () 万円

389 建設機械 () 万円

390 農用機械 () 万円

391 船舶 () 万円

392 航空機 () 万円

393 自動車 () 万円

394 トラクタ () 万円

395 建設機械 () 万円

396 農用機械 () 万円

397 船舶 () 万円

398 航空機 () 万円

399 自動車 () 万円

400 トラクタ () 万円

401 建設機械 () 万円

402 農用機械 () 万円

403 船舶 () 万円

404 航空機 () 万円

405 自動車 () 万円

406 トラクタ () 万円

407 建設機械 () 万円

408 農用機械 () 万円

409 船舶 () 万円

410 航空機 () 万円

411 自動車 () 万円

412 トラクタ () 万円

413 建設機械 () 万円

414 農用機械 () 万円

415 船舶 () 万円

416 航空機 () 万円

417 自動車 () 万円

418 トラクタ () 万円

419 建設機械 () 万円

420 農用機械 () 万円

421 船舶 () 万円

422 航空機 () 万円

423 自動車 () 万円

424 トラクタ () 万円

425 建設機械 () 万円

426 農用機械 () 万円

427 船舶 () 万円

428 航空機 () 万円

429 自動車 () 万円

430 トラクタ () 万円

431 建設機械 () 万円

432 農用機械 () 万円

433 船舶 () 万円

434 航空機 () 万円

435 自動車 () 万円

436 トラクタ () 万円

437 建設機械 () 万円

438 農用機械 () 万円

439 船舶 () 万円

440 航空機 () 万円

441 自動車 () 万円

442 トラクタ () 万円

443 建設機械 () 万円

444 農用機械 () 万円

445 船舶 () 万円

446 航空機 () 万円

447 自動車 () 万円

448 トラクタ () 万円

449 建設機械 () 万円

450 農用機械 () 万円

451 船舶 () 万円

452 航空機 () 万円

453 自動車 () 万円

454 トラクタ () 万円

455 建設機械 () 万円

456 農用機械 () 万円

457 船舶 () 万円

458 航空機 () 万円

459 自動車 () 万円

460 トラクタ () 万円

461 建設機械 () 万円

462 農用機械 () 万円

463 船舶 () 万円

464 航空機 () 万円

465 自動車 () 万円

466 トラクタ () 万円

467 建設機械 () 万円

468 農用機械 () 万円

469 船舶 () 万円

470 航空機 () 万円

471 自動車 () 万円

472 トラクタ () 万円

473 建設機械 () 万円

474 農用機械 () 万円

475 船舶 () 万円

476 航空機 () 万円

477 自動車 () 万円

478 トラクタ () 万円

479 建設機械 () 万円

480 農用機械 () 万円

481 船舶 () 万円

482 航空機 () 万円

483 自動車 () 万円

484 トラクタ () 万円

485 建設機械 () 万円

486 農用機械 () 万円

487 船舶 () 万円

488 航空機 () 万円

489 自動車 () 万円

490 トラクタ () 万円

491 建設機械 () 万円

492 農用機械 () 万円

493 船舶 () 万円

494 航空機 () 万円

495 自動車 () 万円

496 トラクタ () 万円

497 建設機械 () 万円

498 農用機械 () 万円

499 船舶 () 万円

500 航空機 () 万円

通商産業省

工業統計表公表物一覧

発行所	発行
昭和63年 工業統計表	大蔵省印刷局
産業編	平成2年6月
品目編	平成2年6月
用地・用水編	平成2年7月
市町村編	平成2年7月
工業地区編	平成2年8月
企業統計編	平成3年3月
平成元年 工業統計速報	大蔵省印刷局
平成元年 工業統計表	大蔵省印刷局
産業編	平成3年5月
品目編	平成3年6月
用地・用水編	平成3年7月予定
市町村編	平成3年7月
工業地区編	平成3年7月
企業統計編	平成3年10月
企業多角化等調査編	平成3年8月
昭和63年 工業統計詳細情報	大蔵省印刷局
平成元年	平成2年8月
平成元年	平成3年7月予定

なお、上記の刊行物のほか磁気テープによる提供を下記のとおり行っております。
 提供先 (財)通商産業調査会 経済統計情報センター
 住所 東京都中央区銀座2-8-9 木挽館銀座ビル 電話 03-3535-5348

産業編	昭和46年以降	毎年
品目編	〃	〃
市町村編	〃	〃
用地・用水編	昭和56年以降	〃
工業地区編	昭和61年以降	〃
企業統計編	〃	〃
詳細情報	昭和53年以降	〃

昭和54年3月30日に統計法施行令の一部が改正され「磁気テープ等に記録したものを紙面または映像面に表示し、これを公衆の閲覧に供する方法」という新たな公表形態が設けられました。

これに伴い、昭和53年以降の工業統計調査の集計結果のうち、都道府県別、市区町村別の詳細情報を公表しています。

平成元年詳細情報として公表する表は以下のとおりです。

- 1 都道府県別・産業細分類別表
- 2 都道府県別・産業中分類別・従業者規模別表
- 3 市区町村別・産業中分類別表 (従業者4人以上)

1・2, 都道府県別・産業細(中)分類別・(従業者規模別)表

都道府県	産業分類	従業者規模	(金額単位:万円)													頁																																													
			<table border="1"> <tr> <th colspan="2">事業所数</th> <th colspan="6">従業者数 (12月末現在)</th> <th colspan="2">現金給与総額</th> <th colspan="2">延常用労働者</th> <th colspan="3"></th> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">常用労働者</td> <td colspan="2">常用労働者(管理・事務)</td> <td colspan="2">個人事業主及び家族従業者</td> <td colspan="2">合計</td> <td colspan="2">*</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>男(人)</td> <td>女(人)</td> <td>男(人)</td> <td>女(人)</td> <td>男(人)</td> <td>女(人)</td> <td colspan="2">(人)</td> <td colspan="2">(人)</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>													事業所数		従業者数 (12月末現在)						現金給与総額		延常用労働者							常用労働者		常用労働者(管理・事務)		個人事業主及び家族従業者		合計		*							男(人)	女(人)	男(人)	女(人)	男(人)	女(人)	(人)		(人)					
事業所数		従業者数 (12月末現在)						現金給与総額		延常用労働者																																																			
		常用労働者		常用労働者(管理・事務)		個人事業主及び家族従業者		合計		*																																																			
		男(人)	女(人)	男(人)	女(人)	男(人)	女(人)	(人)		(人)																																																			
			<table border="1"> <tr> <th colspan="5">製造品出荷額等</th> <th colspan="5">現金給与総額</th> <th colspan="3"></th> </tr> <tr> <td>製造品出荷額</td> <td>加工賃収入額</td> <td>修理料収入額</td> <td>くず廃物の出荷額</td> <td>その他の収入額</td> <td>合計</td> <td>常用労働者*</td> <td>常用労働者(管理・事務)</td> <td>その他の現金給与</td> <td>合計</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table>													製造品出荷額等					現金給与総額								製造品出荷額	加工賃収入額	修理料収入額	くず廃物の出荷額	その他の収入額	合計	常用労働者*	常用労働者(管理・事務)	その他の現金給与	合計																							
製造品出荷額等					現金給与総額																																																								
製造品出荷額	加工賃収入額	修理料収入額	くず廃物の出荷額	その他の収入額	合計	常用労働者*	常用労働者(管理・事務)	その他の現金給与	合計																																																				
			<table border="1"> <tr> <th colspan="5">原材料使用額等</th> <th colspan="5">有形固定資産額 (9人以下を除く)</th> <th colspan="3"></th> </tr> <tr> <td>原材料使用額*</td> <td>燃料使用額*</td> <td>購入電力使用額*</td> <td>委託生産費*</td> <td>合計</td> <td>土地</td> <td>土地以外のもの(計)</td> <td>建物及び構築物*</td> <td>(機械及び装置)*</td> <td>(その他)*</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table>													原材料使用額等					有形固定資産額 (9人以下を除く)								原材料使用額*	燃料使用額*	購入電力使用額*	委託生産費*	合計	土地	土地以外のもの(計)	建物及び構築物*	(機械及び装置)*	(その他)*																							
原材料使用額等					有形固定資産額 (9人以下を除く)																																																								
原材料使用額*	燃料使用額*	購入電力使用額*	委託生産費*	合計	土地	土地以外のもの(計)	建物及び構築物*	(機械及び装置)*	(その他)*																																																				
			<table border="1"> <tr> <th colspan="5">有形固定資産額 (9人以下を除く)</th> <th colspan="5">取得額 (新規)</th> <th colspan="3"></th> </tr> <tr> <td>除却額</td> <td>減価償却額</td> <td>建設仮勘定*</td> <td>土地取得額</td> <td>合計</td> <td>土地以外のもの(計)</td> <td>(建物及び構築物)*</td> <td>(機械及び装置)*</td> <td>(その他)*</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table>													有形固定資産額 (9人以下を除く)					取得額 (新規)								除却額	減価償却額	建設仮勘定*	土地取得額	合計	土地以外のもの(計)	(建物及び構築物)*	(機械及び装置)*	(その他)*																								
有形固定資産額 (9人以下を除く)					取得額 (新規)																																																								
除却額	減価償却額	建設仮勘定*	土地取得額	合計	土地以外のもの(計)	(建物及び構築物)*	(機械及び装置)*	(その他)*																																																					
			<table border="1"> <tr> <th colspan="5">有形固定資産額 (9人以下を除く)</th> <th colspan="5">在庫額*</th> <th colspan="3"></th> </tr> <tr> <td>土地以外のもの(計)</td> <td>(建物及び構築物)*</td> <td>(機械及び装置)*</td> <td>(その他)*</td> <td>合計</td> <td>製造品</td> <td>半製品及び仕掛品</td> <td>原材料及び燃料</td> <td>合計</td> <td>製造品</td> <td>半製品及び仕掛品</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>													有形固定資産額 (9人以下を除く)					在庫額*								土地以外のもの(計)	(建物及び構築物)*	(機械及び装置)*	(その他)*	合計	製造品	半製品及び仕掛品	原材料及び燃料	合計	製造品	半製品及び仕掛品																						
有形固定資産額 (9人以下を除く)					在庫額*																																																								
土地以外のもの(計)	(建物及び構築物)*	(機械及び装置)*	(その他)*	合計	製造品	半製品及び仕掛品	原材料及び燃料	合計	製造品	半製品及び仕掛品																																																			
			<table border="1"> <tr> <th colspan="5">在庫額*</th> <th colspan="5">用地取得面積 (㎡)</th> <th colspan="3"></th> </tr> <tr> <td>年末在庫額</td> <td>年初在庫額</td> <td>年末在庫額</td> <td>事業所数</td> <td>事業所数</td> <td>事業所数</td> <td>延建面積</td> <td>延建面積</td> <td>延建面積</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table>													在庫額*					用地取得面積 (㎡)								年末在庫額	年初在庫額	年末在庫額	事業所数	事業所数	事業所数	延建面積	延建面積	延建面積																								
在庫額*					用地取得面積 (㎡)																																																								
年末在庫額	年初在庫額	年末在庫額	事業所数	事業所数	事業所数	延建面積	延建面積	延建面積																																																					
			<table border="1"> <tr> <th colspan="5">用地取得面積 (㎡)</th> <th colspan="5">水原別用水量 (㎡/日)</th> <th colspan="3"></th> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>公共水道</td> <td>工業用水道</td> <td>上水道</td> <td>地表水・伏流水</td> <td>井戸水</td> <td>その他</td> <td>回収水</td> <td>合計</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table>													用地取得面積 (㎡)					水原別用水量 (㎡/日)								合計	公共水道	工業用水道	上水道	地表水・伏流水	井戸水	その他	回収水	合計																								
用地取得面積 (㎡)					水原別用水量 (㎡/日)																																																								
合計	公共水道	工業用水道	上水道	地表水・伏流水	井戸水	その他	回収水	合計																																																					
			<table border="1"> <tr> <th colspan="5">用途別用水量 (㎡/日)</th> <th colspan="5">海水</th> <th colspan="3"></th> </tr> <tr> <td>ボイラー用水</td> <td>原料用水</td> <td>製品処理用水</td> <td>冷却用水</td> <td>温調用水</td> <td>その他</td> <td>原料用水</td> <td>製品処理用水</td> <td>冷却用水</td> <td>温調用水</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table>													用途別用水量 (㎡/日)					海水								ボイラー用水	原料用水	製品処理用水	冷却用水	温調用水	その他	原料用水	製品処理用水	冷却用水	温調用水																							
用途別用水量 (㎡/日)					海水																																																								
ボイラー用水	原料用水	製品処理用水	冷却用水	温調用水	その他	原料用水	製品処理用水	冷却用水	温調用水																																																				
			<table border="1"> <tr> <th colspan="5">用途別用水量</th> <th colspan="5">生産額</th> <th colspan="3"></th> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>生産額</td> <td>付加価値額</td> <td>粗付加価値額</td> <td>有形固定資産投資総額 (9人以下を除く)</td> <td>有形固定資産年末現在高 (9人以下を除く)</td> <td>付加価値率 (%)</td> <td>現金給与率 (%)</td> <td>原材料率 (%)</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table>													用途別用水量					生産額								海水	生産額	付加価値額	粗付加価値額	有形固定資産投資総額 (9人以下を除く)	有形固定資産年末現在高 (9人以下を除く)	付加価値率 (%)	現金給与率 (%)	原材料率 (%)																								
用途別用水量					生産額																																																								
海水	生産額	付加価値額	粗付加価値額	有形固定資産投資総額 (9人以下を除く)	有形固定資産年末現在高 (9人以下を除く)	付加価値率 (%)	現金給与率 (%)	原材料率 (%)																																																					
			<table border="1"> <tr> <th colspan="5">従業者1人当たり</th> <th colspan="5">事業所当たり</th> <th colspan="3"></th> </tr> <tr> <td>分配率 (%)</td> <td>現金給与総額</td> <td>製造品出荷額等 (除国内消費税額)</td> <td>生産額 (除国内消費税額)</td> <td>付加価値額</td> <td>粗付加価値額</td> <td>従業者数 (人)</td> <td>製造品出荷額等 (除国内消費税額)</td> <td>生産額 (除国内消費税額)</td> <td>付加価値額</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table>													従業者1人当たり					事業所当たり								分配率 (%)	現金給与総額	製造品出荷額等 (除国内消費税額)	生産額 (除国内消費税額)	付加価値額	粗付加価値額	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (除国内消費税額)	生産額 (除国内消費税額)	付加価値額																							
従業者1人当たり					事業所当たり																																																								
分配率 (%)	現金給与総額	製造品出荷額等 (除国内消費税額)	生産額 (除国内消費税額)	付加価値額	粗付加価値額	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (除国内消費税額)	生産額 (除国内消費税額)	付加価値額																																																				

平成元年
工業統計表 品目編

平成3年6月1日 印刷
平成3年6月15日 発行

3. 市区町村別・産業中分類別表(従業者4人以上)

都道府県	市区町村	産業分類	(金額単位:万円)							頁
			事業所数	従業者数 (人)	現金給与総額 (円)	原材料使用額等	製造品出荷額等			
							製造品出荷額	加工賃収入額	修理料収入額	
							国内消費税額	生産額	付加価値額	粗付加価値額
							合計			

編集者 通商産業大臣官房調査統計部
東京都千代田区霞が関1-3-1
電話 03(3501)1511

印刷 大蔵省印刷局
東京都港区虎ノ門2-2-4
電話 03(3587)4285~4287
(業務部図書課ダイヤルイン)